

# 平成20年度決算をお知らせします

平成21年第3回八潮市議会定例会において、平成20年度一般会計、特別会計歳入歳出および上水道事業の決算が承認されましたので、お知らせします。

## 一般会計および特別会計の決算

平成20年度一般会計および特別会計の決算は、表1のとおりです。

表1 一般会計および特別会計決算額 (単位：円、%)

区分	予算現額	収入率	
		収入済額	執行率
一般会計	26,827,931,000	25,531,707,264 24,909,733,145	95.2 92.8
国民健康保険	9,259,785,000	9,038,189,425 8,712,896,647	97.6 94.1
公共下水道事業	4,457,687,500	4,267,910,740 4,051,822,206	95.7 90.9
老人保健	635,166,000	429,547,187 378,003,365	67.6 59.5
稲荷伊草第二 土地区画整理事業	83,025,000	75,945,351 49,879,623	91.5 60.1
鶴ヶ曾根・二丁目 土地区画整理事業	227,757,000	219,195,105 123,682,930	96.2 54.3
大瀬古新田 土地区画整理事業	613,996,143	597,184,527 543,750,873	97.3 88.6
西袋上馬場 土地区画整理事業	486,788,412	487,804,527 372,678,010	100.2 76.6
八潮南部東一体型特定 土地区画整理事業	2,270,373,151	1,996,130,216 1,716,517,571	87.9 75.6
介護保険	3,000,375,000	2,736,143,025 2,594,948,479	91.2 86.5
後期高齢者医療	428,801,000	383,740,704 371,495,335	89.5 86.6

- 一般会計の歳入は、25億5317万7072円66銭、前年度と比較して6.1パーセントの増額となりました。小中学校の耐震化・大規模改修工事にかかる国庫補助金の増額や消防債・教育債の増額等が主な要因となっております。
- 歳出は、24億9973万3145円50銭で前年度と比較して8.1パーセントの増額となりました。主な事業は、次のとおりです。
- 1 新時代を支える都市の形成
    - ・八潮らしい街並みづくり事業
    - ・八潮駅南口駅前広場の整備
    - ・北部地区まちづくり基本調査
  - 2 心やすらぐ安全な生活環境の形成
    - ・消防庁舎の建設
    - ・交通安全マップの作成
    - ・洪水ハザードマップの作成
  - 3 明るく生きがいにみちた社会の形成
    - ・障害者行動計画・障害福祉計画の策定
    - ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
    - ・子育て支援拠点整備事業
    - ・後期高齢者医療制度開始に伴う費用負担軽減事業
    - ・妊婦健康診査事業
  - 4 活気あふれる産業の形成
    - ・工業振興基金の設置
    - ・若年者雇用定着支援への補助
    - ・観光資源開発支援事業への補助
    - ・体験農業
  - 5 明日の八潮を担う人づくり環境の形成
    - ・小中学校校舎等耐震診断委託・大規模改修事業
    - ・地域や児童生徒の実態に即した小中一貫教育推進事業
  - 6 市民に開かれた計画的な行政推進体制の形成
    - ・自治基本条例の策定事業
    - ・行政マネジメントシステムの導入事業

## 上水道事業の決算

平成20年度上水道事業の決算は、表2のとおりです。収益的収入のうち、ほとんどの収入が水道料金収入となっており、また、収益的支出のうち、主なものは、浄水場の施設管理や委託料、漏水等の修繕費などです。

表2 上水道事業決算額 (単位：円、%)

区分	予算額	決算額	執行率
収益的収入	1,943,184,000	1,913,890,724	98.5
収益的支出	1,918,042,000	1,848,759,928	96.4
資本的収入	441,071,000	366,305,926	83.0
資本的支出	1,098,475,000	950,249,480	86.5

喫煙はマナーを守って

道路や公園での喫煙はやめましょう！

## 八潮市路上喫煙防止条例を制定

市内では、ポイ捨て防止条例や、ボランティアによる環境美化活動により、ポイ捨てごみが減っています。しかし、一方で、たばこの吸殻のポイ捨てが後を絶ちません。また、公共の場においては、喫煙を禁止することも広がっています。こうしたことから、市では、八潮市路上喫煙防止条例を定めました。

環境リサイクル課 ☎285

### 条例の目的

この条例は、喫煙マナーおよび環境美化意識の向上を図り、安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。

### 路上喫煙の防止

公園その他の公共の場所（室内等を除く）で、たばこを吸うことおよび火のついたたばこを持つことをいいます。

### 路上喫煙とは？

路上喫煙とは、道路、

市内全域で、路上喫煙をしないことにより、喫煙マナーの向上を促すものです。

なお、「路上喫煙禁止区域」を除き、指導、勧告、命令をしたり、罰則を科したりすることはありません。

### いつから？

この条例は、平成21年12月1日から施行します。ただし、罰則は、平成22年3月1日から施行します。

### 路上喫煙禁止区域の指定・路上喫煙の禁止

この条例の目的を達成するため、特に必要があ

